



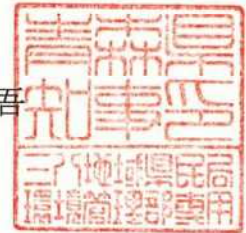
許可番号 00220125698

産業廃棄物処分業許可証

青森県三沢市大字三沢字上屋敷163番地63
有限会社ループ
取締役 田嶋 さきの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 令和4年7月22日
許可の有効年月日 令和8年8月31日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	焼却	燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上14種類 (これらについて、自動車等破砕物であるものを含み、燃え殻 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては、許可のある可燃性の廃棄物に付着したものに限る。)
	破砕	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上8種類 (これらのうち、自動車等破砕物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
	切断	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上6種類 (これらのうち、自動車等破砕物であるものを除く。)
	焼成	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る。) 以上1種類 (これらのうち、自動車等破砕物であるものを除く。)
	切削	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類 (これらについて、廃太陽電池モジュールに限る。)

上記のうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(第1面：第2面に続く)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
汚泥、廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設 (5号炉)	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1366、101番1435	汚泥 (混焼に限る。) : 1.13 t / 日 廃油 (混焼に限る。) : 1.13 t / 日 廃プラスチック類 : 16 t / 日 産業廃棄物 : 45 t / 日 (各24時間稼働) (産業廃棄物の種類) 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらについて、自動車等破砕物を含み、金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては、自動車等破砕物に限る。)	平成18年3月15日 平成18年5月17日 18-15-2
汚泥、廃油、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設 (6号炉)	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番392、101番394、101番605、101番1558、101番1564、101番1588	汚泥 : 19.162 t / 日 廃油 (固形状) : 20.737 t / 日 廃油 (液状) : 20.666 t / 日 廃プラスチック類 : 36.184 t / 日 産業廃棄物 : 50.000 t / 日 (各24時間稼働) (産業廃棄物の種類) 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらについて、自動車等破砕物であるものを含み、燃え殻 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては、許可のある可燃性の廃棄物に付着したものに限る。)	令和4年2月10日 令和3年5月27日 R3-15-1
廃プラスチック類、木くずの破砕施設 (BR300S)	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1366、101番1494	廃プラスチック類 : 100 t / 日 紙くず : 86 t / 日 木くず : 157 t / 日 繊維くず : 34.4 t / 日 ゴムくず : 149 t / 日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず : 286 t / 日 (各8時間稼働)	平成18年3月15日 平成18年6月29日 18-15-1
廃プラスチック類、木くずの破砕施設 (移動式) (BR200T-1)	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等 (工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。) 並びに次に掲げる事業場に限る。 事業場 : 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保235番2 【駐機場 : 上記の事業場に同じ】	廃プラスチック類 : 7.55 t / 日 木くず : 281.6 t / 日 (各8時間稼働)	平成18年6月 平成18年8月31日 18-15-3

(第3面に続く)

(第3面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
がれき類の破碎施設（移動式） （BR350JG）	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）並びに次に掲げる事業場に限る。 事業場：青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保235番2 【駐機場：上記の事業場に同じ】	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類：432 t/日（8時間稼働）	平成18年3月30日 平成19年2月27日 18-8の2-10
がれき類の破碎施設（移動式） （BR380JG-3）	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）並びに次に掲げる事業場に限る。 事業場：青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保235番2 【駐機場：上記の事業場に同じ】	がれき類：680 t/日（8時間稼働）	令和元年5月20日 平成31年4月18日 31-8の2-1
木くずの破碎施設（移動式） （BR200T-1）	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）並びに次に掲げる事業場に限る。 事業場：青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保235番2 【駐機場：上記の事業場に同じ】	木くず：567.6 t/日（8時間稼働）	令和2年11月30日 令和2年11月25日 R2-8の2-4
廃蛍光管及び廃HIDランプの破碎施設（RDA-55EJ）	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番394	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、廃蛍光管及び廃HIDランプに限る。）：4.08 t/日（8時間稼働）	平成30年3月23日 — —
廃太陽電池モジュールの破碎施設（PVクラッシュャー）	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番392	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、廃太陽電池モジュールに限る。）：2.4 t/日（8時間稼働）	平成30年3月23日 — —
切断施設（移動式）（AC-400）	青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機場：青森県三沢市大字三沢字戸崎101番394	廃プラスチック類：0.8 t/日 金属くず：1.6 t/日 （各8時間稼働）	平成18年3月15日 — —

(第4面に続く)

(第4面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設（移動式）（HC-700P・1）	青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機場：青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1366、101番1494	廃プラスチック類：28.7t/日 紙くず：24.6t/日 木くず：45.1t/日 繊維くず：9.8t/日 金属くず：92.7t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）：24.6t/日 （各8時間稼働）	令和2年6月26日 — —
切断施設（移動式）（HC-700P・2）	青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機場：青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保235番2	廃プラスチック類：28.7t/日 紙くず：24.6t/日 木くず：45.1t/日 繊維くず：9.8t/日 金属くず：92.7t/日 （各8時間稼働）	令和元年10月29日 — —
切断施設（移動式）（DX-202A）	青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機場：青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1366、101番1494	金属くず：64.8t/日（8時間稼働）	令和3年6月14日 — —
焼成施設（G-3000）	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番390	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）：4.8t/日（8時間稼働）	平成18年3月15日 — —
切削施設（PVスクラッチャー）	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1564	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、廃太陽電池モジュールに限る。）：0.96t/日（8時間稼働）	平成30年3月23日 — —

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年6月15日 新規許可
平成18年8月10日 変更許可
平成19年5月24日 変更許可
平成21年10月22日 変更許可
平成23年9月9日 更新許可
平成23年9月9日 変更許可
平成27年10月29日 変更許可
平成28年8月25日 変更許可
平成28年12月28日 更新許可
平成29年8月8日 変更許可
令和2年1月17日 変更許可
令和4年1月11日 更新許可
令和4年7月22日 書換え（事業の用に供する施設）
令和4年7月22日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)